



内閣感染症
危機管理統括庁

新型インフルエンザ等対策推進会議（第14回）
（令和6年7月31日）

参考資料2

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」 における各分野の概要（案）

情報収集・分析に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 新行動計画に沿って、対策の内容を具体化
- 収集すべき情報について、感染症サーベイランスにより把握する感染症発生状況等の他、感染拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の意思決定を行うため、**医療のひっ迫状況、海外の政策動向、国民生活及び国民経済に関する情報等**を追加
- 感染症インテリジェンス（感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する活動）の**実施体制・役割分担を整理**するとともに、**情報収集・分析～リスク評価～政策上の意思決定の一連のプロセス**を記載

準備期	初動期	対応期
• 感染症インテリジェンスの実施体制を構築する • 情報の収集・分析及びリスク評価を踏まえ、政策上の意思決定及び実務上の判断を行うプロセスを、平時から整備・実践する	• 関係機関との連携により、感染症インテリジェンスの実施体制を強化する • 早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに実施する	• 政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた、実施体制の強化及び柔軟な見直しを行う
①感染症インテリジェンスの実施体制の構築 • 情報収集・分析、リスク評価、提供の中枢となる部門のJIHSへの設置 • 有事に拡張可能な情報収集体制を構築・強化 • 国内外の関係機関や専門家等との人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上 ②情報収集・分析及びリスク評価～政策上の意思決定 • 平時から、感染症の発生動向、病原体、臨床に関する情報等のほか、医療のひっ迫状況、海外の政策動向、国民生活及び国民経済に関する情報等を収集・分析 • 新たな感染症発生リスクを早期探知し、必要に応じ専門家等と連携し、リスクに応じた体制整備等の意思決定 ③人材育成・確保及び訓練 • 感染症専門人材の育成・確保、有事に向けた訓練の実施 • 有事における円滑な配員調整等に向けた、感染症専門人材の専門性や所属先等をロスター登録・管理 ④DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 • 情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等の推進 • AI等の活用し、能動的にかつ網羅的な情報の収集、分析精度の向上 ⑤情報漏えい等への対策の実施 • 感染症関連データの収集、保存、処理、共有における厳格なセキュリティ対策の実施	①感染症インテリジェンス実施体制の強化 • 関係機関との連携に基づく感染症インテリジェンス体制の強化及び国際機関、感染症の専門家ルートや現地医療従事者等からの情報収集の強化 • 感染症専門人材や所属先等のロスターの活用による、必要な人員規模と専門性の速やかな確認、配員調整の実施 ②情報収集・分析及びリスク評価～政策上の意思決定 • 準備期に構築した人的・組織的ネットワーク体制を最大限に活用した、迅速かつ継続的な情報収集・分析 • 感染症危機が国民生活及び国民経済に及ぼす影響の早期評価に向けた、雇用や消費の状況等の収集 • 可能な限り収集した臨床情報に基づく初期のリスク評価 • JIHSや都道府県等との連携の下、リスク評価や分析結果に基づく専門委員会等での協議、政策上の意思決定 ③情報収集・分析から得られた情報の公表 • 収集した情報や病原体のリスク評価結果、治療法、感染症への対処等に関するわかりやすい情報提供・共有 • 国が公表した感染症情報の分析結果に基づく、都道府県等による住民等に対する情報提供・共有	①実施体制の強化及び見直し • 必要に応じた、情報収集・分析及びリスク評価体制の強化 • 政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた、情報収集・分析の方法や実施体制の柔軟な見直し ②情報収集・分析及びリスク評価～政策上の意思決定 • 流行地域への派遣調査等を通じた積極的な情報収集 • 国やJIHSによる感染症の感染性、疾患としての重症度の分析内容を踏まえた、都道府県による医療・社会への影響等の分析 • リスク評価に基づく感染症対策の判断における雇用や消費の状況等の国民生活及び国民経済の状況の考慮 ③情報収集・分析から得られた情報の公表 • 収集した情報や病原体のリスク評価結果、治療法、感染症への対処等に関するわかりやすい情報提供・共有 • 国が公表した感染症情報の分析結果に基づく、都道府県等による住民等に対する情報提供・共有

（注）ロスター登録とは、平時及び有事に必要な人員規模と専門性人材を迅速に配置することを目的とし、感染症専門人材を対象に実施している登録制度。

サーベイランスに関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- ・ 新行動計画に沿って、対策の内容を具体化
- ・ 実施するサーベイランスについて、旧ガイドラインに記載の患者発生サーベイランスやウイルスサーベイランス等に加え、**水際対策における入国者サーベイランス、早期発見を目的とした疑似症サーベイランス、下水サーベイランス等を追加**
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じたサーベイランスの切替えについて、**発生状況に応じた実施体制の検討や見直しのあり方**を具体的に記載

準備期	初動期	対応期
・ 感染症サーベイランスの実施体制を構築する ・ 平時からの感染症サーベイランスを通じ、感染症の異常な発生を早期探知するとともに、患者の発生動向の推移や感染症の特徴や病原体の性状等の情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる	・ 初期段階のリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制を強化する ・ 発生初期の段階から、各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移等を迅速かつ適切に把握し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等に関する情報収集を迅速に行う	・ 関係機関との情報共有体制の強化を行うなど、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う
①実施体制の構築 ・ 関係機関との連携による、平時からの感染症サーベイランスの実施体制の構築 ・ 体制や役割分担の確認等、有事における速やかな体制拡大に向けた準備 ・ 都道府県等への技術的な指導・支援や人材育成、訓練等を通じたサーベイランス実施体制の評価・検証 ②平時からのサーベイランスの実施 ・ 感染症の異常な発生の早期探知に向けた平時からのサーベイランスの実施（海外からの流入が懸念される感染症の把握に向けた入国者サーベイランス、早期発見に向けた市中における流行状況把握に向けた下水サーベイランス等を含む） ③人材育成（研修の実施） ・ 都道府県等との連携を通じた研修の実施 ④DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 ・ 感染症サーベイランスシステム等各種システムの改善、平時からのアカウント発行等によるシステムの活用促進 ⑤感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 ・ 記者ブリーフィングによる正確な情報提供等 ・ 分析結果の都道府県等や国民等への提供・共有	①実施体制の強化 ・ 初期段階のリスク評価に基づく有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行の判断、実施体制の整備 ②有事の感染症サーベイランスの開始 ・ 準備期から実施するサーベイランスの継続 ・ 疑似症サーベイランス（全数把握）や患者発生サーベイランス（全数把握）の開始等、有事の感染症サーベイランスの開始 ・ 新たな感染症に対する下水サーベイランスの活用可否の判断に向けた研究の実施 ③感染症のリスク評価に基づく体制強化、感染症対策の判断及び実施 ・ 感染症の特徴や病原体の性状の分析、これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価 ・ 初期段階でのリスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断・実施 ④感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 ・ 感染症発生状況等の得られた情報の都道府県等や国民等への提供・共有 ・ 個人情報やプライバシーの保護への留意	①実施体制の見直し ・ リスク評価に基づき、関係機関との情報共有体制の強化を行うなど、有事の感染症サーベイランスの実施体制の整備 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直し ②有事の感染症サーベイランスの実施 ・ 準備期から実施するサーベイランスの継続 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた、追加的なサーベイランスの実施 ・ 感染状況や病原体の性状等を踏まえた、定点把握を含む適切なサーベイランス体制の検討及び移行 ③感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断及び実施 ・ リスク評価に基づく全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化の必要性の評価 ④感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 ・ 感染症発生状況等の得られた情報の都道府県等や国民等への提供・共有 ・ 個人情報やプライバシーの保護への留意

ガイドラインのポイント

- ・迅速かつ一体的な情報提供・共有を行うための実施体制、ワンボイスで情報提供・共有を行うための留意点、受け手に応じた情報提供・共有の方法等について具体的に記載
- ・国民等の情報の受け手との双方向のコミュニケーションを推進するための具体的な広聴の方法や留意事項等について記載

準備期	初動期・対応期
・ 国、JIHS、地方公共団体は、国民等の感染症に関するリテラシーを高める。国による情報提供・共有が有用な情報源として認知度・信頼度が向上するように努める ・ 広聴を通じて継続的に国民等の意見や関心を把握・共有し、リスクコミュニケーションを通じて、リスク低減のパートナーである国民等が主体的に対策に参加できる体制を整備する	・ 準備期に整備を進めたリスクコミュニケーションの実施体制について、体制を強化する ・ その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供。表現の自由に配慮しつつ、偏見・差別や偽・誤情報への対応を含めた、各種対策を効果的に行う
①リスクコミュニケーションの実施体制 ・ その時々状況等を踏まえ、情報提供・共有の対象・内容・方法等を選択することが重要 ・ 情報提供・共有は、一体的かつ整合的なワンボイスで行われるように調整 ②情報提供・共有の対象・内容、方法 ・ 対象の属性等に応じ、適切な情報提供ツールを選択できるよう、あらかじめ必要な調査・検討を進める。活用が想定される情報提供・共有の形態及び方法について、図表により整理。 ・ 高齢者、こども等の情報の受け手に応じた情報提供・共有のあり方について整理 ・ メッセージ作成上の工夫・留意点について、平時から研修や実践に取り組み実効性を高める（例 リスク情報を伝える際に、本人が取り得る対策を併せて伝える、更新時期を明記して情報提供、行動科学の知見の活用 など） ③広聴の方法・留意点 ・ 活用が想定される広聴の形態及び方法について、図表により整理。必要に応じて、複数の広聴の方法を複合的に用いるなど、目的に応じて使い分ける ・ 有事に備えるためにも、平時から広聴に取り組むことが重要。感染対策の認知度・理解度等を聴取し、啓発内容、情報提供・共有の方法、施策そのものに反映することが重要。 ④偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・ 国民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上のため、情報源の確認、真偽が分からない場合には拡散しないことなどについて啓発 ⑤都道府県と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有 上記の情報連携について、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく	①リスクコミュニケーションの実施体制 ・ 準備期に整備を進めたリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化。状況に応じた形でPDCAサイクルを回していく ②情報提供・共有の対象・内容 ・ JIHSやWHO等の国際機関が公表する情報などから報告・提供された科学的知見等をベースとし、情報提供・共有。想定される具体的な項目例を記載 ③情報提供・共有の方法 (1)迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 準備期における調査・検討結果などを踏まえ、対象層を想定しつつ、方法を選択 ・ 受け手に応じた情報提供・共有 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方などへの配慮の内容を具体化（例 高齢者：非デジタルの媒体も活用 など） ・ メッセージ作成上の工夫・留意点を具体化 （感染動向のグラフなどを活用した分かりやすい情報提供・共有、各種団体を介して情報提供・共有を行うことを踏まえ、周知したい内容のリーフレット化・多言語化など） (2)双方向のコミュニケーション 広聴の方法として、感染症危機下ではオンラインの手法の活用も積極的に検討 (3)偏見・差別等への対応 行政トップからの呼びかけ、人権相談・調査救済活動の取組 など (4)偽・誤情報への対応 表現の自由に配慮 正確な情報の提示に重点をおくなどの工夫 など ※都道府県・市町村においては国の対応を参考にしながら取り組む（準備期も同様）

水際対策に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 平時から、検疫手続や健康監視等を円滑に行うためのシステムの整備等を行う旨を記載
- **宿泊施設又は居宅等待機の実施手順**、発生国・地域からの航空機・船舶に対し検疫を行う特定検疫空港・港に指定する候補となる**検疫実施空港、水際対策への協力が得られない者に対する措置**の具体例等を記載
- 国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し実施するため、**水際対策の強化を行う際の判断時点や対策強化の具体例、縮小又は中止を行う際の判断時点や縮小又は中止の具体例**を記載

準備期	初動期	対応期
有事の際に円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、 • 平時から、訓練等の機会において、新型インフルエンザ等発生時における対策や手続等の共有 • 隔離や停留等で用いる医療機関や宿泊施設等と協定や契約を締結	迅速に水際対策の内容を検討・実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症への対策に対する準備を行う時間を確保する	新型インフルエンザ等に関する病原性等について新たな情報が入手された場合や国内外における発生状況の変化等により対策の合理性が認められなくなったと判断する場合には、社会経済活動に与える影響を踏まえ、水際対策の強化、縮小又は中止等の見直しを行う
①水際対策の実施に関する体制の整備 • 検疫所等が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手続、協力事項等の共有を図るとともに、水際対策関係者は、個人防護具を整備 • 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、停留や待機施設の運営のための体制を構築、停留や待機施設の運営に従事を予定する職員に対する研修等の実施 • 個人防護具等の備蓄、医療機関や宿泊施設の確保状況、検査実施能力に係る目標値を定め、定期的なモニタリングの実施 • 帰国者等への質問、都道府県等への帰国者等情報の共有等について、オンラインで完結できるよう必要なシステムを整備 • 就航実績に応じた各検疫実施空港・港の集約や分担を想定するとともに、運航計画の変更等について、航空会社等と調整 ②在外邦人や出国予定者への情報提供に関する体制の整備 • 滞在国における感染拡大の状況、医療体制や治療等の治療手段の入手可能性、滞在国政府の方針等について適時正確な情報を発出する準備 • 在外邦人の輸送手段が円滑に確保されるよう、関係省庁と連携し、輸送の安全の確保のための準備 ③地方公共団体や関係機関との連携 • 隔離、停留や待機要請で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関等と協定や契約を締結	①新型インフルエンザ等の発生期初期の対応 ②新型インフルエンザ等の法律上の類型の決定等 ③政府対策本部の設置と基本的対処方針の決定 ④感染症危険情報の発出及び在外公館の対応 • 国際機関の対応、発生国・地域の状況、主要国の対応等を総合的に勘案し、感染症危険情報を発出 ⑤検疫措置の強化 • 船舶・航空機の到着スポットを集約化し、円滑に水際対策を行うことができるよう調整 • 発生国・地域からの帰国者等で感染のおそれがある者に対する宿泊施設・居宅等での待機要請 • 水際対策を徹底するための措置及び水際対策への協力が得られない者に対する措置を検討し実施 ⑥入国制限等 • 他国の動向等も踏まえ、発給済み査証の効力の停止、査証審査の厳格化や査証免除措置の一時停止等を実施 • 船舶及び航空便の停止や乗客数の制限等の実施等を行い、船舶・航空会社等に対し、運航制限を要請 ⑦システムの稼働 ⑧在外邦人支援 • 定期便等での帰国が困難な場合、民間航空機等のチャーター便、政府専用機等の派遣について検討 ⑨クルーズ船等同時に多数の患者発生が予想される際の対応	①強化にあたっての判断時点 • 新たな変異株が海外で発生した時点等においては、当該変異株の感染性が確認できるまでの間は水際対策を強化 ②新型インフルエンザ等における対策強化の具体例 • 感染症危険情報のレベルの引き上げ • 陰性者や検査対象外の者に対する停留、待機要請、健康監視の対象範囲の拡大等の検疫措置の強化 • 上陸拒否対象国・地域指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止の拡大等の入国制限等の強化 ③縮小又は中止にあたっての判断時点 • 新型インフルエンザ等の病原性や感染性が判明しつつあり、致命率や感染性が当初の見込み以下であることが判明した時点 • 国内における医療提供体制が整った時点 • ワクチンや治療薬が開発され、普及した時点 等 ④新型インフルエンザ等における対策縮小又は中止の具体例 • 感染症危険情報のレベルの引き下げ • 居宅等待機者に対する公共交通機関の不使用要請の中止や特定検疫港等の集約化の変更・中止等 • 上陸拒否対象国・地域指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等の変更・解除等 ⑤ワクチン接種証明書等の活用 • 水際対策の強化又は緩和にワクチン接種証明や出国前検査証明を活用することを検討し、必要な措置の実施

まん延防止に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 新行動計画に合わせ、対策の内容を具体化
- 具体的には、準備期において、**新型コロナ対応の経験を踏まえ、対策の実施に当たり考慮すべき指標やデータの選択肢を示し、対応期においては、当該指標等をベースに、対策の効果と国民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案し、対策を実施する必要があること、実際に参考とする指標等は、病原体の性状に合わせ取捨選択すること等について記載**
- また、**対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たり参考となる、感染拡大防止策の強度や内容等について記載**。具体的には、外出自粛要請、休業要請や時短要請、イベントや職場の感染防止策等について、新型コロナでの対応事例も示しつつ、根拠法令や要請に当たっての留意事項等を整理

準備期～初期期

- 有事にまん延防止対策を柔軟かつ機動的に実施・縮小するために**参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法等を整理**。
- 国及び都道府県等は、患者や濃厚接触者への対応の準備など、国内でのまん延の防止のための呼び掛けや対応期におけるまん延防止対策の迅速な実施のための準備を進める。

①新型インフルエンザ等発生時のまん延防止対策の実施に係る参考指標等

- 新型インフルエンザ等の発生時には、JHISにおいて、病原体の性状等のリスク評価を行いつつ、感染状況や保健医療体制の状況を都道府県単位で評価し、それに基づき、必要に応じてまん延防止対策を講じることが重要。
- 参考とすべき指標及びデータ
 - 病原体の性状等に関する指標及びデータ（重症化率、致死率、潜伏期間、治癒までの期間等）
 - 感染状況に関する指標及びデータ（新規陽性者数（今先週比）、患者数、検査陽性率等）
 - 医療・公衆衛生に関する指標及びデータ（病床利用率（重症病床利用率）、外来ひっ迫状況等）
 - 国民生活及び社会経済活動に関する指標及びデータ（人流、雇用状況、消費動向、生産活動や景気動向等）
- 新型コロナ対応における感染状況の評価に係る指標を例示

②新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- 政府行動計画に記載の、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進の取組を進める。

対応期

- 対応期では、国（政府対策本部）は、病原体の性状等に応じて基本的対処方針を定めるとともに、自らも広く国民や事業者等に必要な感染拡大を抑えるための行動を呼び掛ける。
- 患者数が大幅に増加することにより、感染症法に基づく患者対策及び濃厚接触者対策を実施することができなくなる段階においては、人と人の接触の機会を少なくすることなどにより、多くの未感染者が患者、無症状病原体保有者と接触する機会をできる限り減らす対策も検討する。
- 国及び都道府県は、まん延防止対策の効果を検証し、その結果を踏まえ、対策の在り方を検討する。

○ 対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たって参考となる、対策を感染拡大防止策の強度や内容等

		弱	強
患者・濃厚接触者以外の住民	外出自粛	・都道府県間の移動の自粛要請	・営業時間変更要請後営業店へ出入りしない要請
	基本的感染対策 退避・渡航中止の勧告等	・換気、マスク着用等 の基本的な感染対策	・施設の使用制限や休業要請
		・退避・渡航中止勧告等	
	休業要請や営業時間の変更等	・従業員に対する検査を受けることの勧奨	・営業時間の変更の要請等
	まん延防止のための措置	・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・手指の消毒設備の設置、事業所、施設の消毒 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知	
事業者 学校等	まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等		・措置命令
	まん延防止等重点措置緊急事態措置に係る施設名の公表等		・措置に係る公表
	その他の事業者	・職場における感染対策等に係る要請 ・集団感染が生じやすい施設等の感染対策の強化要請 ・イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等 ・出張の延期・中止の勧告 ・事業者や各業界の自主的な感染対策を促す取組の実施	
公共交通機関	学級閉鎖休校等 基本的な感染対策/減便等	・学級閉鎖休校等の要請	
		・基本的な感染対策に係る要請	・減便等の要請

予防接種（ワクチン）に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 接種体制の構築に向けて、**市町村及び都道府県が、準備期から検討・訓練すべき事項を整理**するとともに、大規模接種会場を含む臨時の接種会場の設置を行う場合の留意点や、予防接種事務のデジタル化を通じ、接種勧奨や接種記録の管理などの情報基盤を整備すること等を記載
- 国、JHS等における**ワクチンの研究開発やワクチン確保についての役割を記載**するとともに、特定接種や住民接種について、国等の準備期からの取組を明記
- 国民が適切に接種の判断を行えるよう、**予防接種に関する情報提供・共有(リスクコミュニケーション)について具体的に示す**とともに、**ワクチンの有効性・安全性の評価の取組を記載**

準備期	初動期	対応期
- 有事に発生した新型インフルエンザ等に対して速やかに有効なワクチンを開発・製造・確保・供給し、接種体制を構築するための準備期の取組について記載 接種体制や情報提供・共有における基本的な考え方や、平時から準備を進めるべきDXの推進について記載	- 発生した新型インフルエンザ等の検体やゲノム情報等入手し、速やかに有効なワクチンを確保するための取組について記載 - 接種を速やかに開始できるよう、初動期におけるワクチンの供給体制や接種体制の構築について記載	- ワクチンの有効性・安全性、供給状況を踏まえて円滑なワクチン接種を推進するための取組について記載 - 国として正確な情報提供を行えるよう、情報提供・共有や、ワクチンの有効性・安全性の評価の取組を記載
①ワクチンの研究開発 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、研究開発・生産体制強化策に関係する府省で連携して取り組む ②ワクチンの確保 - 高病原性鳥インフルエンザに関するリスクアセスメント等をもとに推奨されるワクチン株により製造されたプレパンデミックワクチンを備蓄 パンデミックワクチンの開発・製造能力や供給可能量等について情報収集等を実施 ③ワクチンの供給体制 ワクチンを流通・分配するための体制を稼働できるよう整備 ④接種体制 - 特定接種及び住民接種における接種対象者や接種体制の基本的な考え方について記載 ⑤情報提供・共有 - 予防接種の効果、ワクチンの有効性及び安全性、副反応のリスク等について普及啓発を推進 ⑥DXの推進 - スマートフォンやマイナンバーカードを活用したデジタル化を推進し、迅速な接種対象者の特定や接種記録の管理を行えるよう基盤整備を実施	①ワクチンの研究開発 - 流行株の変異や免疫獲得状況等に応じてワクチン製造株の変更を検討 ②ワクチンや必要な資材の供給 - ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を踏まえて、供給量及び配分量を決定。必要な資材について供給 ③接種体制 - 特定接種・住民接種の実施の判断、接種体制の構築及び接種の実施（医療従事者及び接種会場の確保、スマートフォン等を用いた接種勧奨の実施等について） ④情報提供・共有 疾病の特徴やワクチンの有効性・安全性の知見等に基づく情報提供・共有について、具体的事例とあわせて記載 - 特定接種・住民接種を行う場合のそれぞれの留意事項に基づく情報提供・共有の実施 ⑤有効性・安全性に関する調査について - 接種記録等のデータベースを活用した有効性の評価を実施 - 接種記録や副反応疑い報告情報のデータベース等を活用した安全性の評価を実施 ⑥健康被害救済	①ワクチンの研究開発 - SCARDAによる平時からの情報収集・分析や支援を受けたワクチンの研究開発状況などを踏まえ、関係府省庁間で連携し、必要な支援や方針等を検討 ②ワクチンの確保 プレパンデミックワクチンの有効性を確認 パンデミックワクチンの国内製造に向けた準備、海外ワクチン確保について検討 - ワクチンの接種に必要な資材について調整を行い確保 ③ワクチンの供給体制 - ワクチンを円滑かつ平等に供給するための供給体制を整備 - ワクチンの需要量及び供給状況を把握し、実施主体に適時に情報提供 ④接種体制 特定接種・住民接種の実施の判断及び接種体制の構築（医療従事者及び接種会場の確保、大規模接種会場を含む臨時の接種会場の設置、職域接種の実施にあたっての留意点等について） - 国による地方公共団体向けの説明会の開催など、早期からの情報提供の実施 - 都道府県による市町村の事務的、技術的支援の実施

ガイドラインのポイント

- 準備期は、都道府県における感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練、協定締結医療機関における平時に感染症対応に従事する医療従事者以外の職員も含めた研修・訓練について記載。また、臨時の医療施設について、想定される活用施設や受入患者等とともに、新型コロナウイルス対応における設置事例を記載
- 初動期・対応期は、患者の相談・受診から入退院までの流れが円滑に行われるよう、都道府県が定期的に状況を確認するため、**新型コロナウイルス対応における患者フローの目詰まり等のチェックポイント**を記載。また、感染症に関してDMATの派遣要請を行う場合やDMATの活動内容を記載するほか、**新型コロナウイルス対応における医療人材の確保のための取組事例**を記載。特措法に基づき医療関係者に医療実施の要請等を行う場合に留意する事項を記載

準備期	初動期	対応期
感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療提供を滞りなく継続するために、準備期から予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備し、研修・訓練等を通じて医療提供体制を強化する	通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を迅速に整備する	通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保する - 病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、国民の生命及び健康を守る
①研修・訓練の実施 - 都道府県等は、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練や、知事等が出席する対策本部設置訓練を実施 - 協定締結医療機関は、協定における役割や機能に応じて、院内感染対策や患者の受入体制の確保等の訓練を実施。その際、感染症対策に従事する医療従事者以外の職員も含めた訓練や研修とするように留意 ②DXの推進 - 医療機関等情報支援システム（G-MIS）について、国は医療機関の入力負担軽減等の観点から改善 ③医療機関の設備整備・強化等 - 国及び都道府県は、協定締結医療機関等について施設整備及び設備整備を支援。施設整備及び設備整備に対する支援策を例示 ④臨時の医療施設等の取扱いの整理 - 都道府県は、平時から臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理 - 想定される活用施設や受入患者等とともに、新型コロナウイルス対応における設置事例を例示 ⑤都道府県連携協議会等の活用 - 都道府県連携協議会等における協議事項及び関係機関を例示	①医療提供体制の確保 - 準備期において、都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備 - ゾーニングや個室病床での患者の受入れ、室内の換気の徹底等、新型コロナウイルス対応における医療機関の院内感染対策を例示 ②相談センターの整備 都道府県等は、住民等に対し、相談センターは症例定義に該当する有症状者等を対象としていること等を周知 - 相談センターは、相談を受けた場合には必要に応じて速やかに感染症指定医療機関への受診調整を行う - 都道府県は、円滑な相談対応、受診調整のため、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整	①新型インフルエンザ等に関する基本の対応 - 国は、通常医療との両立を図りつつ、患者の相談・受診から入退院までの流れが円滑に行われるよう、都道府県が定期的に状況を確認するための項目を示す - 新型コロナウイルス対応における患者フローの目詰まり等のチェックポイントを例示 - 国及び都道府県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対し、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償。感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援 ②時期に応じた医療提供体制の構築 - 都道府県は、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充 - 新型コロナウイルス対応時のフェーズごとの病床確保の考え方を例示 感染症に関してDMATの派遣要請を行う場合やDMATの活動内容を例示 新型コロナウイルス対応時の医療人材確保の取組を例示 - 特措法第31条の規定に基づく医療関係者への医療実施の要請等を行う場合の留意事項を例示

ガイドラインのポイント

- 平時における**抗インフルエンザ薬の備蓄方針**（**備蓄薬の種類、数量等**）について記載するとともに、初動期以降は、予防を含めた投与対象者や、保管、流通、使用にあたっての留意点等について記載
- 新型インフルエンザ等の発生時において、新たに有効な治療薬が開発され、承認された場合、世界的に供給が不足することを想定して、**国が配分するスキームや譲渡対象、配分に際しての留意点等を記載**。また、国が都道府県等に対して提供すべき情報の種類も明記
- 新型インフルエンザ等に対する有効な治療法が開発された場合、**速やかに診療指針を策定し、随時見直す**とともに、得られた知見を周知することを記載。また、新型コロナ対応における経験を踏まえ、**り患後症状が認められる場合には医療従事者が最新の知見を踏まえて患者の診療を行うことができるよう、当該指針に随時反映させること等**についても記載

準備期	初動期～対応期
• 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針について記載 • 治療薬及び治療法を速やかに供給・普及するための体制整備について記載 • 新たに開発された治療薬を速やかに全国に配分し、患者に届けるための体制整備について記載 • 治療法や病原体の特徴等に関する情報を収集・分析し、速やかに診療指針の策定等を行うための体制整備について記載	• 抗インフルエンザウイルス薬の保管、放出、供給、使用における取り扱いについて記載 • 国が治療薬の配分を行う場合における基本的な留意事項や、都道府県が実施すべき事項について記載 • 新型インフルエンザ等の発生時において、国内外の医療機関及び感染症の専門家等の知見を収集・分析し、有効な治療法を速やかに確立し、診療指針として普及するための取組について記載 • 新型コロナウイルスと同様に、り患後症状が認められる場合においては、り患後症状に関する治療法等についても指針に盛り込む旨を記載
①抗インフルエンザウイルス薬の取り扱い • 新型インフルエンザのり患者の治療、予防投与や季節性インフルエンザが同時に流行した場合に使用する量として、4,500万人分の抗インフルエンザウイルス薬を備蓄 • 備蓄薬の種類、割合については、耐性株の検出状況、臨床現場での使用状況、市場流通割合等を考慮して決定 • 新型インフルエンザの発生時に抗インフルエンザウイルス薬を安定かつ適正に流通・供給するための体制を整備 ②治療薬の供給 • 診断・治療に資する情報等を迅速に提供・共有できる体制の整備 • 感染症指定医療機関や協定指定医療機関等を中心として、地域の実情に合わせた治療薬・治療法の提供を行える体制の構築 • 治療薬の製造拠点の強化や治療薬確保に関する国際的な連携・協力体制の構築 ③治療法の確立 • 新型インフルエンザ等の発生時において、国内外の医療機関及び研究機関から得られる治療法や病原体の特徴等に関する情報を収集・分析し、症例定義や診療指針の策定等の対応を速やかに行うための、平時からの体制整備	①抗インフルエンザウイルス薬の取り扱い • 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与・投与を行う場合の対象者及び投与時の留意事項 • 備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の保管、放出、供給、使用に際して、国及び都道府県が講ずべき措置 ②治療薬の供給 • 治療薬を配分する対象となる医療機関、薬局等（以下、「配分対象機関等」という）の決定方法 • 配分対象機関等を決定するための都道府県、市町村の取組事項 • 国が都道府県や配分対象機関等に情報提供・共有する情報の種類 • 高齢者施設等において必要な医療を提供するために都道府県が実施する事項 • 治療薬の一般流通が開始される際に国が情報提供・共有する情報の種類 ③治療法の確立 • 既存の治療薬や新たに開発された治療薬を用いた治療法の確立に資するよう、収集した知見を整理 • JIHS又は関係学会等による科学的知見の共有、診療指針の策定や見直しを支援 • 国が情報提供・共有すべき情報の種類 • 診療指針のほかに、感染症及びり患後症状に関して、国民生活に及ぼす影響を最小とするために必要な情報を提供

検査に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 各検査の実施体制構築までを図表を用いて記載するとともに、その**具体のプロセス**を記載
- 検査実施の実働を担う都道府県等職員の理解を深める目的で、平時における訓練の具体例等について図表を用いて記載
- また、新型コロナ対応時の対応や経験を追跡できるよう、**国民生活・国民経済との両立のための検査**を含め、**新型コロナ対応時に発出されたガイドラインや通知等を参照文書として明記**
- 新政府行動計画の項目建てに沿って、詳細の内容を記載**

準備期	初動期	対応期
- 検査体制構築のための戦略を策定し、有事に迅速に検査体制を立ち上げられるよう準備を進める - 都道府県等は、平時から人材の確保や研修や検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練の実施、関係機関との連携や住民への情報提供・共有等を実施	新型インフルエンザ等の発生情報段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法の確立、検査体制が早期に整備されることを目指す	- 都道府県等は、管内の検査キャパシティや活用できる検査の組み合わせ等を考慮しながら、検査対象者の範囲や検査の優先順位を判断 - 都道府県は、感染状況を踏まえ、検査の実施場所について、地方衛生研究所等から医療機関、民間検査機関へと順次拡大し、検査を受ける必要がある者が検査を受けることができる体制を構築
①感染症危機対応時における検査の考え方 - 検査体制構築のための戦略を策定 - 有事の迅速な検査体制立上げのための準備 ②感染症危機対応時を想定した検査実施能力の把握 - 都道府県等は、検査体制の整備に向けた相談等に対応 - 地方衛生研究所等において検査体制を確保 ③検査体制の整備 - 有事に検査体制拡大を速やかに実施するための支援を実施 精度管理を行うための体制整備を要請 - 国内検査実施機関の検査体制強化を支援する体制を構築 - 都道府県等は、検査物資を備蓄・確保 ④検査実施状況等の把握体制の確保 ⑤訓練等による検査体制の維持・強化 - 都道府県等は、検査体制の強化と人材育成を実施 - 都道府県等は、部署横断的な研修・訓練を実施 - 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定 ⑥研究開発支援策の実施等 - 研究開発の方向性の整理 - 研究開発体制の構築 研究開発企業の育成及び振興等 - 検査関係機関等との連携	①検査体制の整備 迅速かつ実践的な研修を実施 - 都道府県等は、予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の情報を確認 ②国内における核酸検出検査の汎用性の高い検査手法の確立と普及 - 検体や病原体の入手及び検査方法の確立 検査体制の立ち上げと維持 - 検査方法の精度管理、妥当性の評価 ③研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 病原体等の情報を早期に入手、研究開発を行う企業や研究機関、学会等に分与・提供 - 緊急承認等の適用の可否を判断 - 都道府県等は、治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に協力 ④リスク評価に基づく検査実施の方針の決定 - 国民に対し、検査実施の方針等に関する情報を提供・共有 - 検査の利活用の方針を決定し、国民へ適切な検査の実施方法等について周知 検査の利活用に関する考え方についてまとめ、都道府県等へ周知	①検査体制の拡充 - 各検査の特性や目的を踏まえ、検査方法を選択、検査体制を拡充 ②研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及 - 国内外の研究開発動向等に関する情報を収集 - 開発企業に対し、伴走型支援をはじめとした支援等を実施 感染症の臨床研究のネットワークの実施に係る支援を実施 - 都道府県等は、治験への参加を呼び掛ける等臨床研究の実施に協力 ③診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整 - 国内外の関連企業等と診断薬・検査機器等の確保・供給に係る調整を実施 - 供給に制限を設けるなど在庫管理ができる体制を整備 ④検査方法の精度の維持管理及び見直し等 - 診断薬・検査機器等について、市販後に検査精度の情報を収集 ⑤リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し - 国民に対し、検査実施の方針等に関する情報を提供・共有 - 都道府県等は、国民生活・国民経済との両立を目的とする検査の利活用について、検査実施の方針を参考に実施を判断

保健に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う都道府県等本庁、保健所、地方衛生研究所等が実際に業務を行うに当たって参考となるよう、新行動計画の内容に沿って「人材確保」、「体制整備」、「人材育成」、「DXの推進」等についての具体的内容を、表を用いながら記載
- 人材確保については、**IHEAT要員等の専門職等を感染症有事に円滑に活用するための準備事項**を記載するとともに、体制整備については、**感染症有事の際に縮小・延期、外部委託及び都道府県による一元化が想定される業務**を表にまとめ、それぞれの内容を新型コロナ対応時の例も踏まえながら記載

準備期	初動期	対応期
- 保健所及び地方衛生研究所等は、管内での感染症の発生状況や、国やJIHS等からの感染症に関する情報等の収集・分析を行う - 都道府県等本庁、保健所及び地方衛生研究所等は、人材の確保や研修・訓練の実施、業務継続計画を含む体制の整備、関係機関との連携・役割分担の整理、都道府県での一元化や外部委託等による業務効率化の検討、住民への情報提供・共有等を行う	都道府県等本庁、保健所及び地方衛生研究所等は、有事体制への移行準備や住民への情報提供・共有を開始する	都道府県等本庁、保健所及び地方衛生研究所等は、有事の体制へ移行し、予防計画、健康危機対処計画、準備期の整理に基づき関係機関と連携して感染症対応業務に当たる
①人材の確保 - 都道府県等は、IHEATの運用の主体として、IHEAT要員の確保、名簿管理、研修や所属機関との調整等を実施 - 保健所は、健康危機発生時に速やかにIHEAT要員の支援を受けることができるよう、IHEAT要員の受入体制を整備 - 国は、IHEAT運用支援システムの整備や研修の実施等により、都道府県等がIHEAT要員を活用するための基盤を整備 ②業務継続計画を含む体制の整備 - 都道府県等本庁や保健所、地方衛生研究所等による業務継続計画作成に当たり、各業務の縮小・延期・停止が住民の生活や安全確保に与える影響等を考慮し、業務の優先度を整理 ③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 - 都道府県等本庁や保健所は、保健所の感染症有事体制を構成する人員の全員が年1回以上受講できるよう、初動対応、感染症業務、情報連絡、ICT利活用等に関する実践型訓練を実施 - 地方衛生研究所等は、本部機能の立ち上げから検査終了までの流れの確認等、円滑に有事体制に移行し検査を実施できるような実践型訓練を定期的に実施 - 都道府県等は、有事の際の速やかな初動体制を確立するため、情報伝達訓練や対策本部設置訓練を年1回を基本として全庁的に実施 ④保健所及び地方衛生研究所等の体制整備 - 保健所が策定する健康危機対処計画に、有事における業務量及び人員数の想定、研修・訓練の実施方針、組織・業務体制、関係機関との役割分担や連携等について記載 - 地方衛生研究所等が策定する健康危機対処計画に、有事における所内の組織・人員体制、検査実施体制、関係機関との役割分担や連携、研修・訓練の実施方針等について記載 ⑤DXの推進 - 感染症サーベイランスシステムから発生動向を把握し、G-MISから協定締結医療機関の病床確保・発熱外来等の措置内容、研修・訓練の実施状況を把握 ⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション - 地域の実情を踏まえ、平時から住民に対し感染症に関する総合的な情報提供・共有を実施	①有事体制への移行準備 - 都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、有事体制への移行準備を進めるため、準備期において確認した以下の項目を改めて確認 (確認項目の例) ア 業務継続計画の内容及び業務継続計画に記載されている、有事において縮小・延期することを検討することとされている業務 イ 都道府県連携協議会等において協議・整理を行った以下の項目 入院調整の方法、保健所体制、検査体制・方針、搬送・移送・救急体制 ウ 各業務（相談対応・検査等）の実施体制の構築手順（一元化や外部委託の手順を含む） ②住民への情報提供・共有の開始 - 都道府県等は、国の要請に基づき整備する相談センターについて、地域の実情に応じて保健所又は本庁に設置するのかを検討の上設置 ③公表前に管内で感染が確認された場合の対応 - 都道府県等は、医療機関からの疑似症届出により、疑似症患者を把握した時は、直ちに国に報告し、当該医療機関への検体提出の要請あるいは保健所等における検体採取により、検体を確保 - 厚生労働省及び都道府県等は、疑似症患者を把握した場合、連携して、JIHSが示す指針等に基づき、積極的疫学調査を実施	①有事体制への移行 - 都道府県等は、市町村への応援派遣要請、IHEAT要員に対する支援要請等を実施 - 都道府県は、準備期に市町村と締結した覚書等に基づき、感染者数の推移、感染が拡大している地域、年代別の感染者数及び割合等を把握しやすいよう工夫しながら、必要な情報を市町村へ共有 ②主な対応業務の実施 - 都道府県等が実施する感染症対応業務について詳細を記載 - 相談対応：相談対応、受診調整の円滑な実施のための対応人数や電話回線数、開設時間の拡大等体制の強化等 - 検査・サーベイランス：流行初期の検査体制の立ち上げと流行初期以降の安定的な検査・サーベイランス機能の確保 - 積極的疫学調査：平時の研修等により知識等を習得している人員の活用 この他、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察・生活支援、健康監視についても詳細を記載

物資の確保に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 新型コロナウイルス対応においては、医薬品だけでなく医療機器や個人防護具の需給がひっ迫する事態が生じたことを踏まえ、**感染症まん延時等の感染症対策物資等に対する需要が高まる中においても、確実に確保するために国等が取り組むべき事項の参考**となるよう作成したもの
- 具体的には、**感染症法に基づき、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して平時から生産、輸入等の状況について報告を求め、その状況を国が把握することや、物資が不足することのないよう新型インフルエンザ等発生時に生産要請、指示等を行うことについて速やかに検討すること、国及び都道府県における個人防護具の備蓄水準等**について記載

準備期	初動期～対応期																								
各主体において医療機器や個人防護具が適切に備蓄・配置されているかを確認し、事業者に対して生産量・輸入量等の実績の報告を求める	備蓄・配置状況の確認や事業者に対して報告徴収を行い、不足するおそれがある場合等においては、必要に応じ生産要請等を実施する																								
①医療機器 国及び都道府県は、重症者用病床を有する、病床確保に関する協定を締結した医療機関において、必要な人工呼吸器が適切に配置されているか年に1回程度、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する - 国は、新型コロナウイルス対策において一定の確保対策を行った医療機器（人工呼吸器、酸素濃縮装置、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ）について、年に1回程度、事業者から報告徴収を行う ②個人防護具 - 多様な主体による備蓄の確保を進める観点から、医療機関等、都道府県、国において備蓄体制を整備する - 主体ごとの個人防護具の備蓄水準については、以下の考え方を基本とする 協定締結医療機関：備蓄の推進 都道府県：初動1か月分の備蓄の確保 国：2か月目以降供給回復までの間の備蓄の確保 国及び都道府県においては、個人防護具について以下の備蓄水準を踏まえ計画的・安定的に備蓄する <table><tr><th></th><th>医療用（サージ カル）マスク</th><th>N95マスク</th><th>アイソレーション ガウン</th><th>フェイス シールド</th><th>非滅菌手袋</th></tr><tr><td>備蓄水準</td><td>：3億1,200万枚</td><td>2,420万枚</td><td>5,640万枚</td><td>3,370万枚</td><td>12億2,200万枚</td></tr><tr><td>うち国</td><td>：1億7,400万枚</td><td>1,350万枚</td><td>3,090万枚</td><td>1,980万枚</td><td>7億2,900万枚</td></tr><tr><td>うち都道府県</td><td>：1億3,800万枚</td><td>1,070万枚</td><td>2,550万枚</td><td>1,390万枚</td><td>4億9,300万枚</td></tr></table> 国は、年に1回程度、都道府県及び協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する		医療用（サージ カル）マスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイス シールド	非滅菌手袋	備蓄水準	：3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚	うち国	：1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚	うち都道府県	：1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚	①医療機器 - 国は、感染者の増大に伴う医療機器の需要の急増にも対応できるよう、特に新型コロナ対策において一定の確保対策を行った医療機器や明らかに なった感染症の特性等を踏まえながら、生産要請等を速やかに検討し、必要に応じ要請する - 要請等の必要性の検討に当たっては、医療機器毎の特性等や事業者からの報告徴収の結果も活用する ②個人防護具 - 国は、事業者に対して感染者の増大に伴う需要の急増にも対応できるよう、供給状況等を確認した上で生産要請等の必要な対応を行い、生産の促進等を要請する - 国は、準備期から引き続き、都道府県及び協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等の状況を医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて確認する - 生産要請等の実施後、供給状況回復に一定程度時間を要する場合や、生産要請等を踏まえてもなお不足するおそれがある場合には、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じた緊急配布等により、医療機関等に対し個人防護具を配布する
	医療用（サージ カル）マスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイス シールド	非滅菌手袋																				
備蓄水準	：3億1,200万枚	2,420万枚	5,640万枚	3,370万枚	12億2,200万枚																				
うち国	：1億7,400万枚	1,350万枚	3,090万枚	1,980万枚	7億2,900万枚																				
うち都道府県	：1億3,800万枚	1,070万枚	2,550万枚	1,390万枚	4億9,300万枚																				

（注）感染症対策物資等とは、医薬品、医療機器、個人防護具等を指す

（注）個人防護具とは、本ガイドラインにおいて、医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋を指す

（注）事業者とは、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者を指す

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

ガイドラインのポイント

- 本ガイドラインでは、新型インフルエンザ等発生時の組織としての意思決定方法の検討や職場における感染対策、事業継続方針の検討、職場における教育・訓練、BCP等の点検・是正について記載

業務計画及びBCP策定・実施の留意点

1. 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立

①危機管理体制の整備

- 発生時の継続業務・縮小業務の内容や感染対策の実行について、発生前の段階から検討
- 平時には、BCPの運用を推進する社内体制を確立
- 発生時に備え、経営者をトップとした組織による感染予防・事業継続に関する意思決定体制・指揮命令系統を構築

②情報収集・共有体制の整備

- 平時から国やJHIS等が発信する新型インフル等及び対策についての情報を収集、継続して入手する体制を構築
- 事業者団体等との情報交換や発生時の連携等について協議
- 従業員に対して感染症情報や感染対策の実施について普及啓発・訓練
- 発生時に備え、情報を従業員等に正確に周知、従業員の発症状況等を確認する体制を構築

2. 感染対策の検討・実施

①平時における感染対策の検討

- 職場の感染リスクについて業態も踏まえ、職場ごとに評価し、感染リスク低減の方法を検討
- 職場で感染の可能性がある者がいる場合を想定した対応措置の立案

②発生時における感染対策

- 有症状時に出勤を控えるよう勧奨、咳エチケット・手洗い、人混みを避けた行動等の一般的な留意事項について従業員に注意喚起
- 職場の清掃・消毒・換気等の職場における感染対策の実行
- 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認等の実施
- 事業所で従業員が発症した場合、作業班による援助や相談センターへの連絡を実施

③海外勤務する従業員等への対応

- 発生国等に駐在する従業員及び家族の現地における安全な滞在・退避等について検討、また発生国等への出張は不要不急の場合中止を検討

3. 新型インフルエンザ等に備えた事業継続の検討・実行

①事業継続方針の検討

- 発生時における事業継続に係る基本的な方針を発生段階ごとに検討
- 発生初期においては感染対策や業務の縮小・休止等対策を積極的に講じ、同時に経営に重大な影響を及ぼさないような方策や感染終息に向かった場合の円滑な復旧のための方策を構築

②事業影響度分析・リスク分析と重要業務の特定

- 自組織の事業が受ける影響について分析し、発生時の事業の継続レベル（継続、縮小、休止）を発生段階ごとに特定
- 一般の事業者は発生時の事業の需要の変化を予測し、感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断。指定（地方）公共機関、登録事業者は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するため、重要業務の洗い出しを実施

③重要な資源等の確保

- 業務継続に不可欠な資源等を洗い出し確保するための方策を講ずる
- 一部の従業員が欠勤することを想定した代替策の準備

④人員計画の立案

- 多くの従業員が欠勤することを想定し人員計画を立案。取引事業者も含め、運営体制について業務の性格に応じ検討し対策を講ずるとともに、従業員等への教育・訓練を行う
- 早い段階で感染対策を講じ、欠勤者数が増加する前に計画的な業務量の減少を実施

⑤新型インフルエンザ発生時におけるBCPの策定・実行

- 事業者は発生段階ごとの人員計画を含むBCPを策定・実行
- 海外での発生時には、外務省等からの情報収集につとめ、海外勤務者等の帰国方針等を策定
- 国内での発生初期には、感染対策による業務の支障、学校や福祉サービス等の休止等を想定した人員計画を立案・実行
- 感染拡大時には、国から示される情報を踏まえ感染対策を講じ、事業所内での感染拡大時には自主的な一時休業も想定し、どのような状況で一時休業を行うか検討。影響が長期に及ぶ場合には財務の安定や人員の確保等の事業継続に向けた対策を検討

教育・訓練

- 各事業者は感染症に関する正しい知識を取得し従業員への周知に努め、基本的な感染対策を実施
- 新型インフルエンザ等発生に備えたBCPを円滑に実行できるよう教育・訓練を実施（発生前の危機管理組織の体制整備、クロストレーニング、テレワークの試行等）
- 感染症対策に対する従業員の意識を高め、発生時に的確な行動を取れるよう訓練を立案・実施（発生初期に従業員が発症、感染が拡大する時期に進展するなど複数の状況を勘案した机上訓練、職場内で発症者が出た場合の対応訓練等）
- 感染者等に対する偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行うことが望ましい

点検・是正

- 事業者は実効性の維持・向上の観点から、下記のような取組を定期的に行い、BCP等の点検・是正を行うことが重要
 - 監督官庁や保健所等との相談、取引先と協議等
 - 訓練の実施による対応上の課題の明確化・計画の再検討
 - 感染対策等に関する新しい知見の入手
- 実際の発生時には、国等から正確な情報を入手し的確に行動
- 有事においては、対応上の課題等を整理し、適宜計画の見直しをすることが重要

埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

ガイドラインのポイント

- 新型インフルエンザ等が全国的に流行し、**死亡者が多数に上ることを想定した際に、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備することに関する詳細な対応**として、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方公共団体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心に取りまとめたもの。新型コロナウイルス対応において問題となった、**納体袋の扱いや遺体への接触、遺族への配慮等について見直し**を行い、追記等を行った
- 準備期における対応として、**対応期において火葬能力を超える死者が出た場合に備えるための協定締結等について記載**しており、初動期以降の対応については、**火葬に必要な資器材の確保や、死亡者数が火葬能力を超えた場合の遺体の保存対策、新型インフルエンザ等緊急事態における墓埋法の特例等**について記載したもの

準備期	初動期	対応期
• 都道府県は、市町村の協力を得て域内の火葬能力等について把握するとともに、対応期に備えた火葬体制の整備や近隣都道府県との連携体制の構築等を行う	• 都道府県は新型インフルエンザ等の感染拡大等により火葬体制が逼迫する状況に備えて、物資の確保等を行うとともに、市町村においても、臨時遺体安置所や人員等の確保について準備を進める	• 都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、市町村と連携して、確保した物資等の配備について調整する • 火葬体制が逼迫している場合など、必要に応じ、広域的な火葬体制の確保等の措置を講ずる
①現状の把握 • 都道府県は、市町村の協力を得て域内の火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置することが可能な施設数について調査し、市町村及び近隣の都道府県と情報の共有を図る。 ②火葬体制の構築 • 都道府県は調査結果を踏まえて、対応期に備えた火葬体制の整備を行う。その際には、必要に応じて遺体の搬送作業に従事する者と協定を締結するほか、関係機関と必要な調整を行う。 • 都道府県は新型インフルエンザ等が全国的に流行した際に火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品等の物資を確保できるよう準備する。 • 市町村は都道府県の火葬体制を踏まえて、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。 ③近隣都道府県との連携体制の構築 • 都道府県は、災害時の広域火葬に係る相互扶助協定等を活用するなどして、近隣の都道府県との連携体制を整備する。	①資器材等の備蓄 • 都道府県は、火葬場の火葬能力を最大限に発揮できるようにするための消耗品等の物資を確保するとともに、火葬場に対し、火葬場における使用燃料の備蓄量の増強を要請する。 • 都道府県は、遺体の保存のために必要な保存剤や、遺体からの感染を防ぐために必要な非透過性納体袋等の物資が確保できるよう準備する。納体袋については可能な限り、顔の部分が透明のものとするなど、感染防止に支障のない形で遺族等が遺体の顔を見ることが可能となるよう配慮する。 • 市町村は、都道府県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、臨時遺体安置所の確保や、遺体の保存作業に必要な人員等の確保について準備を進める。	①情報の把握 • 都道府県は、随時、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握し、市町村及び近隣の都道府県との情報の共有を図る。 ②資材等の確保 • 都道府県は、市町村と連携して、確保した物資等が遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡りよう調整する。 ③円滑な火葬及び遺体保存の実施 • 市町村は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。 ④搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止策に係る留意事項 • 遺体の搬送や火葬場における火葬に際して、遺族等の意向にも配慮しつつ感染防止策を行う。 ⑤感染拡大等によって火葬体制が逼迫している場合等の措置 • 火葬体制が逼迫している場合、都道府県は、速やかな体制の整備や物資の配備等のほか、必要に応じて広域火葬の応援・協力の要請等の措置を講ずる。 • 緊急事態において墓埋法の特例が設けられた場合には、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。